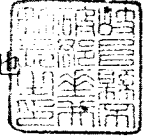


垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務の受託者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

平成28年7月15日

垂井町長 中川 満



## 1 業務の概要

### (1) 業務名

垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務

### (2) 発注者

垂井町

### (3) 業務内容

本業務は、基本構想で整理された課題を検討するとともに、「既存商業施設を改修して有効活用する」という方針を踏まえ、新庁舎建設に向けた基本計画・基本設計業務を実施する。

(詳細は「垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務仕様書」のとおり)

### (4) 履行期間

契約締結の日から平成29年4月28日まで

## 2 参加者の応募条件

### (1) 参加資格

参加者は、提出時において次の資格要件をすべて満たしている者とする。

- ① プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- ⑥ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停手続開始の申立中又は特定調停手続中でないこと。
- ⑦ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ⑧ 平成28・29年度垂井町入札指名人名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されていること。
- ⑨ 垂井町競争入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑩ 元請け設計事務所として、実施設計を完了した次の基準を満たす実績を有する者であること。  
平成13年4月1日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上、延床面積3,000㎡以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事の設計実績があること。
- ⑪ 配置予定の管理技術者については、次の同種業務又は類似業務①又は類似業務②の実績があること。

ア 同種業務 平成13年4月1日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上、延床面積3,000㎡以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事としての地方自治体の本庁舎の設計実績(実施設計完了)

イ 類似業務① 平成13年4月1日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

で地上2階建て以上、延床面積3,000㎡以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事としての地方自治体が所有する施設の設計実績（実施設計完了）

- ウ 類似業務② 平成13年4月1日以降、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上、延床面積3,000㎡以上の既存建物の用途変更を伴う改修工事の設計実績（実施設計完了）

### 3 業務実施上の条件

管理技術者及び建築、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野における主任技術者については、次のとおりとする。

- ① 管理技術者及び建築主任技術者は、一級建築士であること。
- ② 構造の主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
- ③ 電気設備及び機械設備の各主任技術者は、設備設計一級建築士又は一級建築士又は建築設備士であり、少なくともどちらか1名は設備設計一級建築士であること。
- ④ 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。また、各主任技術者は、他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。
- ⑤ 管理技術者及び各分担業務分野における主任技術者については、再委託を認めない。

※ 管理技術者は、本設計業務全般の業務管理及び統括を行うものとする。

※ 主任技術者は、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

### 4 プロポーザル参加手続等

#### (1) 事務局

垂井町役場総務課管財係  
〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町 1532-1  
電話 0584-22-1151 FAX 0584-22-5180  
E-mail : somu@town.tarui.lg.jp

#### (2) プロポーザル実施要綱の配付

- ① 配付期間  
平成28年7月15日（金）から平成28年7月25日（月）まで
- ② 配付場所  
事務局の窓口又は垂井町ホームページからダウンロードすること。  
なお、事務局での配付は、午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。
- ③ 配付書類  
ア 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル実施要綱  
イ 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル技術提案課題及びプロポーザル作成要領  
ウ 様式集  
エ 垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務仕様書  
オ 垂井町新庁舎基本構想  
カ 改修建築物既存図  
キ 周辺図  
ク 店舗から庁舎への用途変更に対する概略の補強案検討

#### (3) 現地見学会

- ① 見学期間  
平成28年7月21日（木）から平成28年7月22日（金）  
両日の「午前9時から11時」及び「午後1時から3時」までの間で、見学すること。
- ② 場所  
岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11（旧ショッピングプラザ・アミ）

③ 見学方法

既存商業施設西側入口で受付後、内部を自由に見学すること。なお、説明会等は実施しない。

(4) 参加表明書

① 参加表明書

プロポーザル参加希望者は、「参加表明書（様式1）」及び「企業概要書（様式2）」を作成し、次のとおり提出すること。

② 参加表明書の提出先及び提出方法

ア 提出先 事務局

イ 提出期限 平成28年7月25日（月）午後5時必着

ウ 提出方法 持参、簡易書留による郵送又は電子メールとする。

ただし、持参の場合は午前9時から午後5時まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）とする。

(5) その他

参加表明書提出者以外の者は、プロポーザルの提出はできない。

5 審査方法

審査は、町が別に定める委員により組織された「垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が、第1次審査、第2次審査を経て最適な設計候補者を選定するものとする。

6 評価項目

① 第1次審査評価基準

評価項目		評価事項
事務所の実力		技術者数、有資格者数、業務実績
担当チームの能力	管理技術者の能力	経験年数、業務実績
	主任技術者の能力	資格、経験年数、業務実績
担当チームの対応	業務の実施方針	業務実施方針の妥当性
	テーマに対する提案	テーマ1、テーマ2

② 第2次審査評価基準

評価項目		評価事項
チーム状況	取組意欲	取組意欲
	テーマに対する提案	テーマ1
		テーマ2
担当者の能力、資質	プレゼンテーション力 質問に対する回答	

7 経費の負担

参加表明書及びプロポーザルの作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

8 その他

その他の詳細は「垂井町新庁舎基本計画・基本設計業務プロポーザル実施要綱」による。